厚生労働省
滋賀労働局
働きやすい滋賀をめざして

Press Release

滋賀労働局発表
令和８年 11 月 26 日（木）

【照会先】
滋賀労働局職業安定部　訓練課
課　　長　近藤　健治
　　小森　友貴
電　　話　077-526-8608

報道関係者　各位

「令和８年度第１回 滋賀県地域職業能力開発促進協議会」を開催します

－滋賀県の人材育成と公的職業訓練の充実に向けて－

１．日　　時：令和８年 12 月４日（金）13：30～

２．場　　所：滋賀労働総合庁舎共用会議室（６階）
（住所 大津市打出浜１４－１５）

３．議　　題
(1)滋賀県地域職業能力開発促進協議会ワーキンググループの開催について
(2)令和7年度及び令和8年度公的職業訓練実施状況について
(3)令和9年度滋賀県地域職業訓練実施計画(案)について

４．傍聴等について
上記２に記載した場所にて、傍聴いただく形となります。
また、頭撮りについては、報道関係者など（１社又は１団体につき原則１名のみ）とさせていただきます。
なお、事前にお申込みいただいていない方につきましては、当日の傍聴、頭撮りをご遠慮いただきますので、予めご了承ください。

（１）申込方法
電子メールによりお申し込みください。
※　会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合は、抽選により傍聴者を決定しますので、予めご了承ください。抽選の結果、傍聴できない方に対しては事前にご連絡差し上げます（傍聴可能な方には特段通知等いたしません）。

（２）宛先

滋賀労働局　職業安定部訓練課　　あて

E-mail アドレス：shiga-kunren@mhlw.go.jp

（３）記載事項

［１］「第１回滋賀県地域職業能力開発促進協議会傍聴希望」

［２］傍聴希望者の

・「お名前（ふりがな)」

・連絡先の「住所」「電話番号」「メールアドレス」

・(差し支えなければ)「勤務先」、「所属団体」

［３］カメラ（頭撮り）の有無

（４）申込締切

令和８年 12 月２日（水）　17 時必着

（５）傍聴される方の留意事項

傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守してください。これらを遵守できない場合は、退場していただくことがあります。

- 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 携帯電話など音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 写真撮影、ビデオ撮影、録音することはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って撮影することができます)。
- 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 傍聴中、新聞又は書籍の類いを閲覧することはご遠慮ください。
- 傍聴中、食事及び喫煙はご遠慮ください。
- その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。

５．資料

資料については、当日配布します。

地域職業能力開発促進協議会　（令和４年１０月施行）

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】　　・・・主催

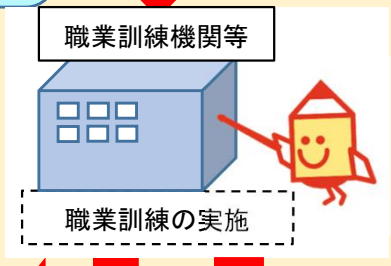
①都道府県労働局　②都道府県　③公共職業能力開発施設を設置する市町村
④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等　等）
⑤労働者団体　⑥事業主団体　⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
⑧学識経験者
⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局　等）

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定　⇒　ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

地域の人材ニーズや検証を踏まえた「地域職業訓練実施計画」の策定
訓練コースの設定

将来的に必要となるスキルも含め、地域の詳細な人材ニーズの把握
経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等



キャリアコンサルティング、その他の職業能力開発に関する取組の共有
キャリコンサルティング、リカレント教育等

「地域職業訓練実施計画」と実績とのミスマッチの検証

②訓練効果の把握・検証　（協議会の下のワーキンググループで実施）　⇒　個別コースの質の向上を促進

訓練効果の把握・検証
ヒアリング
修了者
採用企業
訓練機関

カリキュラム等の改善